



監査報告書

平成30年5月18日

社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会
会長 藤井 秀城 様

監事 岩井伸明 

監事 脇正己 

社会福祉法第45条及び社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会定款第12条に基づき、監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

記

1. 実施日時 平成30年5月18日(金) 午前10時30分～午後11時40分
2. 実施場所 東かがわ市湊1809番地 白鳥社会福祉センター 会議室
3. 監査結果 下記のとおり

事項	意見	指摘事項	備考
理事の業務の執行状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 概ね適正である <input type="checkbox"/> 一部改善を要する		
法人の財産の管理状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 概ね適正である <input type="checkbox"/> 一部改善を要する		
法人の会計執行状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 概ね適正である <input type="checkbox"/> 一部改善を要する		
その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 概ね適正である <input type="checkbox"/> 一部改善を要する		
総括		<u>認定</u> 不認定	

〔記載上の注意事項〕

1. 意見欄は、「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
2. 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
 - ① 会長に対して改善を求める。
 - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
 - ③ 東かがわ市へ報告を行う。
3. 細部事項について、指導等がある場合は、別紙を添えて報告してください。
4. 監事監査報告書は、所轄庁あてと会長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。